

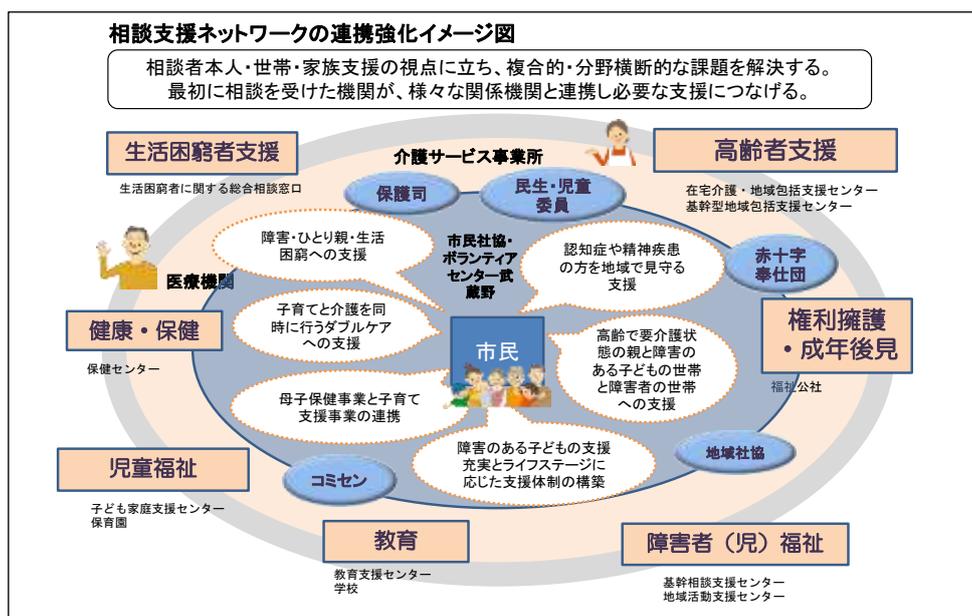
健康福祉総合計画における「相談支援体制の充実とネットワークの強化」 の検討について

1 「第 3 期健康福祉総合計画」の記載内容について（総合計画 41・42 頁より一部抜粋）

相談支援体制の充実とネットワークの強化

- 子育てと介護を同時に行うダブルケア、障害のある子と認知症の親が同居している家族への支援、大人の発達障害、対象が拡大した難病、生活困窮者への支援など、制度ごとのサービス提供では対応の難しい場合も増えています。
- 複合的な課題を有する場合や、分野横断的な課題に対応するためには、関係機関も含めた相談体制の構築が重要であり、さらに強化する必要があります。
- 具体的には、各制度の窓口となる職員の対応力を向上させるとともに、保健・医療・介護・福祉分野の多職種連携を推進するために、分野横断的な研修や対応時の仕組みづくり等により、相談機関のネットワーク（図表 36 参照）を強化します。
- そのため、相談機関のネットワークの強化に向けて、「健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議」の下部組織として、「実務担当者調整会議」を設置し、連携の強化や定期的な連絡等を充実させます。

図表 36 相談支援ネットワークの連携強化のイメージ



計画としての方向性

- 相談者本人・世帯・家族支援の視点に立ち、複合的・分野横断的な課題を解決する。最初に相談を受けた機関が様々な関係機関と連携し必要な支援につなげる。
- 相談支援体制の充実には、各制度の窓口となる職員のさらなる対応力の向上、分野横断的な研修、対応時の仕組みづくりが必要。
- そのため、「実務担当者調整会議」を設置し、連携の強化や定期的な連絡等を充実させる。

2 庁内・部内でのヒアリングによる検討

庁内の相談支援体制の充実、「実務担当者会議」の実現のため、関係各課の実務担当者に、実務担当者会議に要望したいこと、各課で既に運営されている会議体と重複しないよう各担当で所管する会議体の現状について、ヒアリングを実施した。

日 程：平成 30 年 12 月 28 日（金）～平成 31 年 1 月 25 日（金）

対 象：健康福祉部各課、子ども政策課、子ども家庭支援センター 等

(1) 庁内・部内での検討ヒアリングから見た相談業務における現状・課題

- ・個別ケースのカンファレンス・ケース会議は、適宜、担当者同士で行われている。
- ・人事異動で頻繁に実務担当者が変わる。新規採用職員も配属されるなど、若い職員も多い。
- ・個人が繋がることは大切であるが、異動で担当者が変わることを前提にすると、人が繋がるよりも、組織として繋がる「仕組み」「ルール」が重要だと考える。しかし、現状、連携のルールなどは無い。
- ・障害者の 65 歳到達時のサービス移行について、高齢者支援課・障害者福祉課で調整を図り、対応のフローチャートを作成するなど、関係部署で連携について調整されているものがあり、それらの情報共有が必要であるほか、未調整の事案もあるので、調整する場が必要。
- ・どの制度にも当てはまらない制度の狭間にいる相談者に対し、主たる担当者を決めることが大変だったことがあった。押し付け合いにもなりかけた。
- ・最初に相談を受けた方が、的確な情報を取らず、横流しで繋いできて、苦労したことがある。
- ・相談記録票は、必要な情報が違うため、部署によって違う。統一的なものを作るのも難しい。
- ・個人情報取り扱いについて、各課共通認識があっても良いのではないかと。また、時代の変化に合わせて、情報共有のルールを考えていくような場があると良い。
- ・実務担当者が他部署の役割や事業を知らないと繋げることができない。
- ・職員のスキルアップを会議と称して行っている会議体もあるが、実際は会議ではなく研修で行うものではないか。

(2) 実務担当者会議の方向性について

○会議の在り方について

- ・カンファレンスや個別のケースワークを調整する会議にはしない。
- ・実務担当者が連携する「仕組み」や「ルール」を検討する会議にする。

○制度の狭間（どこに繋げるか不明瞭の事案）の問題について

- ・制度の狭間の事案について、必要があれば、担当（主管課）を検討する。
- ・押し付け合いにならないような調整が必要。

○インテークについて

- ・情報収集をしっかりと行い適切に関係課に繋ぐことができるようにする。
- ・既にある各課の相談記録票を活用し情報の連携を行う。
- ・個人情報の取り扱いについて、共通認識を持つ必要がある。

○「マニュアル」「しおり」について

・実務担当者には、関係する課のマニュアル、しおり等の情報共有（配付）を行う。

○実務担当者の質とスキルアップ（研修）について

・実務担当者に対しての研修は、必要に応じ「部内研修」を活用して実施する。

(3) 既存の会議体について

・既存の会議体は、見守り・孤立防止、高齢者及び障害者への虐待防止、生活困窮者の自立支援といった個別の課題への対応が目的であり、相談支援の実務担当者の連携を目的とした会議体は存在しない。



実務担当者調整会議（仮）のあり方

① 担当者が繋がるだけでなく、組織として繋がるための「仕組み」「ルール」を作り、都度、その「仕組み」「ルール」をアップデートしていく。

② 制度の狭間の事案など、新たな課題に対する政策提案を行う。

キーワード

実務担当者の繋がりだけを 作る会議ではない	スキルアップをする会議ではない 研修は、既存の事務事業を活用 ○異動者向け ○スキルアップ ↓ ↓ 部内研修等 を活用 ※若年性認知症など的高齢者、障害者、子育て、年金といった複合的、分野横断的な問題をテーマに研修を実施予定。
ケースカンファをする会議ではない	
制度の狭間の事案については、 押し付け合いをしない	
異動者は必要に応じたフォローを行う。	

3 方向性に基づく会議体の素案

武蔵野市健康福祉総合計画実務担当者調整委員会（仮）

1 設置目的

- ・第3期健康福祉総合計画に基づき、相談支援体制の充実とネットワークの強化を図るため、実務担当者が連携する「仕組み」や「ルール」を考えるほか、制度の狭間の事案など、新たな課題に対する政策提案を行うための「武蔵野市健康福祉総合計画実務担当者調整委員会（仮）」を設置する。（※会議とすると、ケース検討会議等と混同するので、委員会とする）
- ・健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議、健康福祉総合計画・地域リハビリテーション庁内推進委員会の下部組織とする。

2 所管事項

- (1)健康福祉部及び関連部署の実務担当者における連携に関すること
- (2)そのほか、実務担当者が連携体制の整備に関し市長が必要と認める事項

3 構成（課長1名、係長クラス13名）

- ・会議は、次に掲げる者、部署及び機関から選出された者で構成し、市長が任命し、又は委嘱する。

健康福祉部地域支援課長
健康福祉部地域支援課地域支援主査
健康福祉部地域支援課地域福祉担当係長
健康福祉部生活福祉課生活福祉係長
健康福祉部生活福祉課生活相談係長
健康福祉部高齢者支援課相談支援係相談支援係長
健康福祉部高齢者支援課相談支援係地域包括支援センター長
健康福祉部障害者福祉課基幹相談支援センター長
健康福祉部健康課健康主査
子ども家庭部子ども政策課子育て支援担当係長
子ども家庭部子ども家庭支援センター係長
子ども家庭支援センターひとり親支援担当係長
教育部教育支援課教育相談係長

- ・必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員長

- ・委員長は、地域支援課長が担う。
- ・委員長が事故又は欠けた時は、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

※委員長の権限については、別途検討し付与する。

5 事務局

- ・事務局は、地域支援課（地域福祉担当）が行う。
- ・関連部署との協議事項がある場合は、事前に事務局に提出する。

6 開催時期

- ・要綱上特に決めないが、6月（年度初め）、必要があれば1月頃実施する。